

ヘーゲルの概念について

伊藤一美

存在の根底には本質があり、その本質が存在を措定しつつも、その存在によって本質が規定されかえされるという反省関係に、存在と本質とはあった。この本質が存在と一体となって現実性 *Wirklichkeit* を形成するに至った。こうした本質が実体といわれた。

この実体は自分を区分して、一方では受動的実体、他方では能動的実体となり、一つの相関関係をつくる。そういう意味で実体とは自分自身に関係する否定性である。受動的実体は即自存在で、無力で、措定されたものである。能動的実体は向自存在、つまり自分で自分に働きかけるものである。能動的実体が、自分に否定的に関係し、自分を他者（受動的実体）として措定し、それと関係し、そしてそれを前提されたものとし、それを揚棄する、という形をとる。だから、能動的実体は原因である。原因とは他者がそれによって存在するかぎり原因である。結果は受動的実体の上に現われ、その限り結果は措定されたものである。

しかし、受動的実体に現れたものが原因である。それ故、受動的実体は原因となる。能動的実体は原因を結果へと移しかえる。原因は結果となる。そして、逆に結果は原因となる。結果と原因は同一である。両方はそれぞれが自分の反対となる。二つの実体の絶対的同一性がつくられた。これは即自且向自的存在 *An und für sich sein* である。しかし同時にこれは実体の運動によってつくられたものである。つまり、措定された存在 *Gesetzsein* である。こうした即自且向自的存在であり、措定された存在であるものが概念 *Begriff* であり、主観 *Subjekt* である。概念は先行の諸規定、即ち存在のカテゴリーと反省諸規定との根底であり、総体性であるゆえに、概念は具体的なものであり、またもつとも内容の豊かなものである。

概念の本性

このように概念は絶対的同一性 *die an und für sich seiende Identität* だが、揚棄されたもの *das Aufgehobene* 措定された存在 *das Gesetzsein* で

もある。措定された存在 *das Gesetzsein* だが、同時にそれが自己へと関係する同一性でもある。だから、概念は自分自身との単一な関係のなかにある。とともに、絶対的に規定されたものでもある。つまり、概念は絶対的に規定されたものだが、自分自身と同一的であり、合致している。規定性（区別、否定）でありながら同一性でもある。こうした概念が普遍 *Allgemeine* である。この普遍は自分自身との同等性だが、同時に自分を否定するものでもある。そこで、概念は個別 *Einzelne* でもある。普遍が自分を否定すれば個別となる。両者は総体性である。両者が自分のなかに他者を含むからである。つまり、両者は一つである。しかし、自分自身を分離する。個別と普遍とに分離する。

こうした話は概念の概念についての話である。自我がその例だといえる。(1)自我は自己自身との無制限な同一性である。自由である。普遍性である。(2)自我は自己に否定的にかかわる。個別性であり、個人的人格 *die individuelle Persönlichkeit* である。つまり、即自且向自的存在 *An und für sich sein* が措定された存在 *Gesetzsein* である。前者は後者との統一である。区別された姿と共に完全な統一においても把握されねばならない。

1 概念

概念は即自且向自的存在、絶対的同一性でありつつも、措定された存在である。措定された存在とは区別をもつということである。なぜなら、原因と結果との交互作用からつくられた絶対的同一性で、つくられたものであるからである。

(1)はじめに概念は純粹概念で、純粹な普遍的な概念 *der reine oder allgemeine Begriff* である。だが、ひとつの規定された特別な（独自の）概念でもある。その点で、特殊的概念、個別的概念と並列している。でもほかの諸契機を含みもつ総体性 *die Totalität* である。したがって概念の普遍性でありつつも、あるいは自己自身の純粹な同一的關係でありつつも、規定し、区別する。だから、概念は諸契機を自己のうちに包括しているが、しかし、

関係のうちにある。自由な概念である。

この高次の普遍もやはり類で、しかもより抽象的な類であるが、しかしやはりそれはより外へ向かう規定された概念の面に属する。これを内へと反転させているのが高次の普遍である。これが第二の否定である。第二の否定からすれば、規定性は指定されたもので、仮象である。高次の普遍とは生命、自我、精神、絶対的精神である。普遍でありつつも具体的なものである。それらは具体的なもの(諸規定性)のなかにありながらも、自分のなかにあり、自分であることに充ちている。だから、諸規定性も高次の普遍の指定された存在であるが、そこに高次の普遍・絶対的概念は自分の創造を見ることが出来る。普遍的概念はこのように高次の普遍へと高まることによって矛盾を揚棄する。

3 まとめ

普遍は創造する力、絶対的否定性、つまり自分自身への関係である。こうして普遍は区別する作用、規定することである。それがまた普遍へと反省する。普遍は自己同一でありつつも指定された存在でもある。絶対的存在でありつつも、つくられたものである。そうした矛盾したものである。その矛盾を揚棄する。自己を外化し、そして内化する。

普遍的概念は指定された存在である普遍性であり、特殊性であり、個別性でもある。同時に即自且向自的存在でもある。絶対的同一性でありつつも、区別である。矛盾したものである。絶対的肯定でもあれば絶対的否定でもある。否定性の面において自己を特殊性とし、肯定性の面において自己へと還帰する。

B 特殊的概念 Der besondere Begriff

1. 特殊的概念の本性

普遍は自己自身を区別すること、規定することをなす。そのとき規定されたものは特殊性である。普遍は特殊性において、他者のもとにあるのではなく、自分自身のもとにある。特殊性は普遍に固有なる内的契機である。普遍と特殊性とは絶対的同一性にある。逆に特殊性は普遍性を含む。類は種のなかで不変である。種同志は異なる。しかし、それらの種は普遍性としては一つである。種の差異は普遍を含む。人間と犬とは種としては異なるものであるが、ともに哺乳類である。特殊性は普遍を含む。つまり、特殊性はばらばらな差異にと

どまるのではなく、同じ普遍性をもっている。そして同時に、特殊な差異性、種差をもつが、その種の差異性も普遍性とともにある。つまり、人間の種差、知的ということは個物としての「この人間」においては哺乳類とともにある。そういう意味で差異性も総体性である。つまり、差異性は普遍性と区別されてあるが、区別の一方であるとともに区別の他方でもある。総体性は普遍を表現している。つまり、特殊は普遍を含む。特殊は普遍を表現する。約言すれば次のようになる。特殊性は普遍性そのものであり、内的関係性である。特殊性はそれ自体として総体性であり、本質的に原理である。特殊性は普遍によって指定されたもので、普遍から出てきたものである。そうでないかなる規定性もない。しかし、よく検討すると矛盾がみえてくる。

2 概念の分析

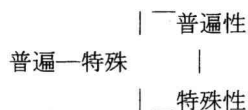
特殊は普遍そのものである。がしかし、特殊は普遍の区別であり、そして他者への区別であり、そして他者への関係である。つまり、普遍の外への映現 *sein Scheinen nach aussen* である。外化である。普遍が自己を規定し、自己を区別し、特殊とする。だから、普遍の各々の種は(a)普遍そのものである。(b)そして特殊である。普遍の否定である。普遍は普遍そのものでありつつもそれ自身の反対のもの、特殊である。この反対のものが自分の規定性であり、普遍そのものである。「普遍は自分の反対のものへとおおいがぶさっており、反対のものなかで自己のもとにある。」(Suhrkamp 6 S281) 普遍は反対のものなかで普遍そのものである。つまり普遍は特殊でありつつもそれを否定するものであり、普遍であろうとする。普遍は総体性であり、差異性の原理であり、差異性は普遍によってのみ根拠づけられてる。だが、特殊性は普遍であること、無内容であることを否定する。特殊であろうとする。しかし、普遍によって否定しかえされる。

だから、真の区分とは概念が自分自身を直接的な無規定的な普遍性 *die unmittelbare unbestimmte Allgemeinheit* として、他面に指定することである。この直接的な無規定的な普遍性が概念の規定性、つまり特殊性、種となる。概念が一つの特殊なものであることになる。こうなると普遍と特殊とは共に同格となる (*koordiniert*)。またこうもいえる。両者は特殊だから普遍に対してある。だから、普

遍の下位に置かれる (subordinirt)。しかし、普遍に対して特殊が対立するとされるかぎり、普遍と特殊性とは同位の対立するものとなる。そこでこういわれなければならない。両者が共に特殊性となり同等となるが、それは外的反省、ただ外から眺めたときのみそうみえるのだ。大切なことは、概念の対置化が特殊性 (種) であるという点で両者が本質的にただ一個の規定性 *eine Bestimmtheit* であり、否定性であるということである。そしてその否定性が普遍における単一なものであるということである。この点にこそ同等性のわけがあるのである。

要約すれば次のようにもいえる。

(1)種において普遍と特殊とが対立して、対立しているその限りで、両者はともに特殊であり、同位だ。(2)特殊は普遍に対して規定されており、その限りで特殊は普遍の下位にある。しかし、(2)での普遍は(1)での一方としての普遍と同じものである。図で示せば次のようになる。



したがって、特殊的概念は普遍としての特殊と、特殊としての特殊とからなる。例えば『法の哲学』では特殊意志はこうである。それは①特殊な内容をすべてに否定するという面；②不特定であることを否定する面とからなる。前者が不特定への移行であれば、後者は特定の内容への移行である。前者によってすべての内容から自由になり、後者によってすべての内容を措定する。①は普遍性の面であり、②は特殊性の面である。特殊意志はこうした矛盾のなかになる。更にこうもといえる。たとえば哺乳動物 (普遍、類) の諸種、馬・牛・犬…等は③哺乳動物であり、そして④馬、牛、犬—である。哺乳動物は概念 (類) だから自己を区別し、具体化しなければならない。だが普遍だから具体的であることを否定する。これに対して馬・牛・犬…は普遍であることを否定する。不特定であることを否定する。馬 (性)、牛 (性) であることは普遍であることを否定する。そのものでしかないのだから。両者は矛盾したものだ。特殊的概念は矛盾のなかにある。この矛盾はこの馬、この牛、この犬、つまり個物において解決される。

3 推移

区別は概念の本質的契機だが、規定された概念

においてその区別が措定された。すなわち、普遍性の形式のなかにある規定性は普遍と結合した単一なものとなっている。つまりこの規定された普遍 (特殊) は自己自身に関係している。規定性であり、自立的に定立された絶対的否定性である。この自己自身に関係している規定性は個別性である。普遍性がそれ自体で自立的に *an und für sich selbst* みずから直接的に特殊性であるように、同様にして特殊性もそれ自体で自立的に個別性である。個別性は普遍性・特殊性に対立するものとみられるかぎり第三の契機である。がしかし、それは概念の絶対的自己還帰であり、従ってまた同時に概念の自己喪失の措定でもある。

C 個別 Das Einzelne

「この馬性」、「この牛性」という個別性は特殊性によって措定された。特殊性は規定された普遍性だから、個別性は自己自身に関係する規定性である。規定された規定的なものだ。個別性は特殊性の真理である。個別性において普遍性は特殊性を媒介として自己に還っている。

1. 個別性の本性

普遍性は否定的なものをもつ。それによって普遍は特殊となるのだが、この否定的なものは前に (A 普遍的概念の所) 二重の映現として現われた。(1)内への映現と(2)外への映現とであった。前者は自己内反省である。このとき特殊は普遍としてある。外への映現によって普遍は規定されたもの *Bestimmtes* である。この側面 (特殊) の普遍への還帰には二重の還帰がある。抽象によるか、個別性によるかである。抽象とは特殊を捨てて、最高の類に昇ることである。すなわち、哺乳類は鳥類や魚類から区別される。そのとき哺乳類は鳥類、魚類と並ぶ一つの特殊なものである。しかしこの特殊は脊椎動物というより高い普遍のなかで解消される。このとき哺乳類の胎生、温血などが抽象 (捨象) される。普遍は抽象的普遍となる。

個別性によるとは、普遍が特殊のなかで内在的に個別性においてくることである。つまり、概念が自己を規定して特殊としたが、それから自己自身へと反省するという概念の反省によって個別性が現われることである。つまり反省によって特殊性 (具体的なもの) が持ち帰られ、普遍と特殊の結合である個別が現われるのである。

抽象は概念からはずれて真理を見失う。そして内容 (個別性) を喪失してしまう。だが、このと

き捨象される個性によって概念ははじめて自己自身を把握し、概念になるのである。ここに抽象の積極的面がある。

個性とは概念が自分の規定性(特殊)から自分自身に反省することで現われる。「概念の規定性から自己自身への概念の反省として現われる」(Suhrkamp, S296)。つまり、概念の自己自身への反省として現われる。こうして、概念は自己自身を取りもどす。こうなるのも、概念は絶対的否定性そのものだからである。否定の否定、絶対的媒介であるからだ。つまり、それ自身媒介するものでもあれば媒介されたものでもあるからだ。

a 普遍性

(抽象 I) 抽象的普遍がつくられるのはどのようにしてか。普遍性と特殊性とは、一方では個性を生成する契機である。しかし、他方では両者はそれぞれが総体的概念だから、個性においては他者へと移行せずそれ自体で自立的に *an und für sich* にある。両者は個性の他者ではない。このとき普遍も自立的である。普遍はそれ自身絶対的媒介であるからである。つまり、ただ自己へのみ絶対的否定性として関係するからである。だが、この普遍の自己の外化物(特殊性)の揚棄が内的でなく外的な行いであり、つまりただ単に規定性(特殊性)を除去するならば、内容を失ない普遍は抽象的普遍となってしまう。これでは否定性は捨象(抽象)そのものである。だから、普遍は個性をもっておらず、没概念的である。これでは抽象は個性、つまり個性と人格性を捨てて、生命も精神も色も内容もない普遍性をつくりだすだけである。

(抽象 II) しかし抽象には別の面もある。概念の統一は分ちがたいから抽象の諸所産は個性を捨て去るといわれながら、むしろそれ自身個別なものである。抽象は個性を措定する。抽象は具体的なものを普遍へと高める。このとき普遍は規定された普遍である。この規定された普遍は、つまり特殊は自己自身へと関係するものだから個性である。だから、抽象は具体的なものの分離であり、具体的なものの諸規定の個別化である。つまり、抽象によって、ただ個別的な諸性質、諸契機が把握される。というのは抽象の所産は抽象そのものであるところのもの(個々の特殊性、個性)を含んでいなければならないからである。——抽象は捨象によって個別を措定する。先に

抽象は具体を切り捨て、抽象的普遍をつくるといったが、それだけではない。捨象によって、捨象したものを立てる。こうして抽象的なものは個別的内容と抽象的普遍性との統一で、具体的なものであるということになる。

b 特殊性

(概念の個性) 概念の立場に立てば、特殊は規定された普遍であるが同じくその点で特殊は自己を規定するから個別でもある。逆に個別は規定された普遍であるから、同じく個別は特殊である。

(抽象の所産としての個性のくわしい検討) とここで、上記のような普遍性、特殊性、個性を同一とする観点が放棄されると、概念は普遍性、特殊性、個性という三つの特殊な規定性をもつことになる。つまり個性とは否定的なものとしての概念の自己還帰であるが、この還帰そのものが、すなわちそこでは本来的に揚棄されているところの抽象による還帰が一つの無関心的契機として他の契機と並べられ、数えあげられることになる。すなわち、個性を普遍性、特殊性とに対する第三の契機とする。個性が普遍性、特殊性と並列されると、すべてが特殊ということになるから、特殊性は他の二つを概括する総体性となる。となると特殊性はすべての概念諸規定の具体的なもの、つまり個性そのものだとする。これは本来の意味での個性、概念の規定性(特殊性)から自己自身への概念の反省であるという意味での個性である。しかし、特殊性は規定された普遍性として具体的なものである。つまり特殊性は両者の直接的統一である。普遍性に対しては個性であり、個性に対しては普遍性であるといった直接的統一である。こうして、未分化ではあるが概念の立場と同じ見方に到達した。そこでは、諸契機は区別されたものとして、あるいは規定するものとしては措定されていない。特殊性はこのようなものとしてある。

C 普遍性・特殊性・個性、三者の滲透

明らかに、三規定はおのおのが直接的に解消され、それぞれが他の規定へと自己を消失した。さらに、個性において概念諸規定の真の関係が措定されている。というのは個性は否定の否定として諸規定の対立を保つが、同時にそれらを統一しているからである。個性においては三規定がほかの規定と一致しているからである。個性は諸規定の否定である。だからといって、ほかの二

者に対する第三者ではない。そうではなく個別はつまり措定された存在 *Gesetzsein* が絶対的存在 *An und für sich sein* である。そして、諸規定がそれぞれが総体性であることが措定されている。規定された概念、普遍、特殊、個別は、自己へと復帰しているから、それ自体において全体的概念である。

2 概念論の個別性

抽象は個別性の魂であり、否定的なものの否定的なものへの関係である。つまり、抽象とは個別性と特殊性・普遍性とを区別することだが、つまりこのような並列的な諸規定をうみだすのだが、このことが逆にそれらのものが関係し合い、結合していることを語っているのである。反省していることを語っているのである。だから、この抽象は普遍と特殊とによって内在的なものであって両者をつなぐものである。両者はこの抽象によって具体的なものであり、内容であり、個別的なものである。しかし、個別性は否定性であり、規定された規定性であり、区別することそのものである。つまり、区別が自己自身へと反省している。ここに区別されたものの自己同一性が措定されている。抽象は「定立された存在」を定立する働きであるが、それとともに概念へと反省するものでもある。こうして区別は固定した区別となる。特殊を規定することは、個別性によってはじめてなされる。というのは個別性は規定された規定性だからである。規定されたもの、特殊性を規定しかえすものだからだ。つまり、個別性はかの抽象、つまりまさに個別性として措定された抽象である抽象だからだ。個別性は抽象によって措定されたものであるからだ。個別を『法の哲学』の例でいえば自我（意志の概念）である。意思の概念は(1)一般的なわたし、つまり不特定の存在（普遍性）と(2)特定のわたし、特定の目的をもつわたしからなる（特殊性）。前者は空虚な一般性であり、わたしの自己意識という純粋な空間である。不特定の状態への移行であり、これによってわたしはすべての内容から自由になる。後者には特定の内容が目的としてある。後者は特定の内容への移行であり、後者によってすべての内容を措定する。自己意識には二つの要素がある。二つがあって自己意識は自由である。しかし二つの面をもつだけでは意識の概念は完成しない。両者を統一にしてこそ完成である。そこに真理がある。「意志は…ただ抽象的に普

遍的なものしか欲しないとすれば、それはなにものをも欲しないのであり、それゆえなんら意志ではない。意志の欲するものである特殊なもの、一つの制限である。というのは意志は意志であるためには総じておのれを制限しなくてはならないからである」(法哲 §5) つまり、不特定であることは特定の内容への移行が求められるということではじめて存在する。また特定の内容であろうとすることは不特定であろうとすることによってはじめて存在する。両者は一つのものであり、一つのもの二つの側面、矛盾である。その一つのもものが個々の意志である。普遍は普遍であろうとするが、特殊があってはじめてそうある。特殊も普遍に敵対して特殊であろうとする。共に他者を前提しており、両者は一つのもの二側面、矛盾である。両者を一つにしているものが個別である。それは普遍性でありつつも特殊性でもある。個別性による還帰とはこのことである。こうして、意志の概念は普遍性と特殊性との統一であり、これが個別である。こうして個別は普遍性と特殊性との矛盾的同一性である。

このことを普遍・特殊・個別という展開のなかで語ると次のように言うこともできる。最初の不特定の状態は、抽象的なものにすぎず、否定的なものである。これが第一のものである。そこで特定の・限定つきの決定をください。このとき、ここに否定や制約が生ずる。これが第二のものである。そしてこれが第一の否定である。しかし、最初の不特定の状態を否定的なものだとあれば、第一の否定は否定の否定である。その意味では、この否定の否定こそが肯定であり、第二の否定である。そして、この特定、制約、第二のもの否定として第三のものが措定される。第三のものが、絶対の否定性であり、否定性の否定である。ここに個別(性)が成立するのである。(『法の哲学』§7 グリースハイム版による)

したがって、個別は自己へと関係する否定性であり、否定的なものの自分との直接的同一性である。絶対的否定態である。向自存在するものである。換言すれば、個別は概念を直接的なものとして規定する抽象である。このとき、存在は揚棄された(観念的)契機として概念(個別)のなかに含まれている。——こうして個別は質的「一」、「このもの」である。自立した直接的なものである。したがって、個別は①個別のみが存在すると

いう形で存在している。他者は非個別である。自己の否定的なものが非個別である。だから、非個別は自己(個別)への反撥である。この反撥によって、自分でない多くの個別が存在することになる。②個別は、これらの他者どもに対して、当然排除的である。このとき普遍性は無関心的、多くの一に共通する一であるが、そういう意味で普遍性は個別的なものに関係している。——というのも、普遍性は個別性の概念の契機だからである。——だが、このような普遍性は多くの個別的なものとの共通のもの *das Gemeinsame* にすぎない。とすれば、もともとは多くの個別的なものは、互いに無関心(無頓着)なものだということになる。そしてまた概念の規定性のなかに存在 *Sein* という直接的なものがまぜこまれていることになる。人びとがいう普遍的なものとは、こういう共通のもののことで、もっとも程度の低い表象である。普遍的なものを諸個別的なものとの外的関係とみている。

現実存在という箇所(第2編現象の第一章現実存在)での「このもの」 *dieses Ding* という個別的なものは他の一を排除するものではなかった。「このもの」は自分へと反省した「一」で、自立的で反撥を欠いていた。というのは、反撥、排除が反省のなかでは、排除しつつも排除したもの一つになるという抽象と一体となっているからである。反撥はそこでは反省的媒介であった。この媒介は「このもの」が措定された直接的なものであるというぐあいに「このもの」のもとにある。「このもの」は存在する。それは直接的である。だがそれはそれが指示されるその限りでのみ、このものである。指示するとは反省することだ。反省は自己のなかにとりまとめ、そして直接的なものを措定する。しかし自分にとって外的なものとしてである。これが現実存在における「このもの」であった。

たしかに概念論での個別的なものは媒介から回復された直接的なものである。だが個別的なものは「このもの」のように媒介を自分の外にもっていない。媒介を内在させている。そして個別的なものは反撥する分断であり、措定された抽象、つまり抽象(捨象)が措定することだが、だが「一」とちがい分断のなかでも肯定的な関係をもっている。他の一と分断されていて、他の一との共通性として普遍的なものをもつのではなく、普遍的なものを内在させており、その点で他の一と同一で

ある。個別的なものは普遍的なものとの断絶・統一である。

個別的なものなす抽象は第一に諸規定を(諸区別)を自立的な自分へと反省したものとして措定する。これらの諸規定は直接的である。けれども第二にこの区別(分離)は反省一般でもあり、自己内還帰であり、また一方の他方における映現である。個別的なものにおいて普遍的なものが現われ、普遍的なものにおいて個別的なものが現われる。こうして区別されたもの(普遍的なものとの個別的なもの)とは本質的な関係のうちにある。規定されたものとして自己を措定している個別性は概念の個別として自己を措定している。自分を外面的な区別の形として措定してはいない。したがって、個別性は普遍的なものを自己から排除しているが、しかし、普遍的なものは個別性の契機でもある。だから、普遍的なものは本質的に個別性と関係している。また普遍も個別を自己から排除しつつも同時に個別を含む。

[概念の喪失]

しかし、個別性は概念の喪失である。概念は自立的諸規定の措定された統一だということは消えた。諸規定が自立的でないことが概念であるということが消えた。というのは概念はそのような諸規定の措定された統一ではないし、またはや諸規定は概念の諸規定でもなく、概念の映現でもなくなったからである。むしろ、諸規定は自立的にそれ自体で存立する規定 *an und für sich bestehende Bestimmte* としてあるからである。——概念は個別性としてこの規定性のなかで自己へと還帰する。それゆえこの自己還帰は概念の絶対的・根源的分割となる。つまり、概念は個別的なものとなることによって判断 *Urteil* として措定されている。

ヘーゲルの概念は即自且向自的存在であり、絶対的の同一性であるが、それは普遍性、特殊性、個別性の絶対的の同一性のことである。同時にそれは三契機の区別でもあり、そうした矛盾したものでもある。